省　令

○総務省令第百六十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二十六（同法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

総務大臣　川端　達夫

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第七号注４中「又は工事設計認証番号」を削り、同様式の注に次のように加える。

５　工事設計認証番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目は「－（ハイフン）」とし、５文字目から10文字目までは登録証明機関又は承認証明機関が一の認証工事設計ごとにアラビア数字若しくは英字又はこれらの組合せにより定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

(1)　異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものである場合は、当該一の無線設備に対して一の工事設計認証番号とすることができる。

(2)　認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に認証を受けている工事設計に基づく特定無線設備に係る法第三十八条の二十六（同法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　法第三十八条の二の二第一項第一号又は第二号の事業の区分に係る登録証明機関又は承認証明機関は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例による工事設計認証番号とすることができる。

４　法第三十八条の二の二第一項第三号の区分に係る登録証明機関又は承認証明機関に対する改正後の証明規則様式第七号の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。この場合において、同日前までの期間に係る工事設計認証番号は、なお従前の例によるものとする。

○総務省・経済産業省令第二号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の規定を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

総務大臣　川端　達夫

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　細野　豪志

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「様式第七号注４」を「様式第七号注５」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に認証を受けている工事設計に基づく特定無線設備に係る特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される電波法（昭和二十五法律第百三十一号）第三十八条の二十六の規定による表示は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十三号）による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）（以下「改正後の証明規則」という。）様式第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　電波法第三十八条の二の二第一項第一号又は第二号の事業の区分に係る登録外国適合性評価機関は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例による工事設計認証番号とすることができる。

第四条　電波法第三十八条の二の二第一項第三号の事業の区分に係る登録外国適合性評価機関に対する改正後の証明規則様式第七号の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。この場合において、同日前までの期間に係る工事設計認証番号は、なお従前の例によるものとする。

○法務省令第三十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

法務大臣　平岡　秀夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表仙台法務局の部気仙沼支局の款同支局の項中「仙台市　青葉区」を「気仙沼市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十二月十九日から施行する。

規　則

人事院規則一五―一六―一

人事院規則一五―一六（東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一六（東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十二月十六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一七―〇―一〇二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部沖縄総合事務局の項中「統括国有財産管理官」を「統括国有財産管理官　建設工務室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部局の項中「若年者雇用対策室長　就労支援室長」を「若年者雇用対策室長　就労支援室長　求職者支援室長」に改め、同部国立障害者リハビリテーションセンター研究所の項中「発達障害情報センター長」を「高次脳機能障害情報・支援センター長　発達障害情報・支援センター長」に改め、同部都道府県労働局の項中「労働保険事務組合室長　労働保険適用室長」を削り、「総務調整官」を「総務調整官　求職者支援室長」に改める。

別表農林水産省の部動物検疫所の項中「企画連絡室長」を削る。

別表環境省の部内部部局の項中「生物多様性地球戦略企画室長」を「生物多様性地球戦略企画室長　生物多様性施策推進室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十三年九月一日」を「平成二十三年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。